

## 2.5 現行の利水計画

### 2.5.1 水資源開発基本計画の概要

産業の開発または発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水資源開発促進法において、国土交通大臣が、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を実施する必要のある水系を「水資源開発水系」として指定し、その水資源開発水系においては「水資源開発基本計画（通称：フルプラン）」を決定することとしている。

利根川水系は、全国で7つ指定されている水資源開発水系の一つで、荒川水系を含め水資源開発基本計画が作成されている。

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画は、昭和37年8月に利根川水系として作成され、昭和49年に荒川が水系指定されたことに伴い、昭和51年4月に利根川水系と荒川水系を一体とした利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画が策定された。

その後、内容の一部変更や全部変更を経ながら、水道用水、工業用水及び農業用水の供給等を目的とした水資源開発施設の整備が行われてきた。

現在の利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（平成20年7月4日閣議決定）では、近年の降雨状況等による河川の流況の変化を踏まえた上で、地域の実情に即して安定的な水の利用を可能とすることを供給の目標とすることとし、近年の20年に2番目の渇水時における流況を基にした供給能力が需要と均衡することを目指している。

表 2-5-1 利根川水系の水資源開発施設（フルプラン施設）

管理開始年月	水資源施設名	管理開始年月	水資源施設名
昭和42年10月	矢木沢ダム	平成8年4月	霞ヶ浦開発
昭和44年1月	下久保ダム	平成12年4月	北千葉導水
昭和46年4月	利根川河口堰	建設中	湯西川ダム
昭和52年4月	草木ダム	検証対象	八ッ場ダム
昭和59年4月	川治ダム	検証対象	思川開発
平成2年4月	渡良瀬遊水池総合開発	検証対象	霞ヶ浦導水
平成3年4月	奈良俣ダム		

### 2.5.2 利根川水系河川整備基本方針の概要

利根川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮して、利根川本川においては栗橋、利根川河口堰下流、江戸川においては野田、旧江戸川においては江戸川水閘門下流で設定している。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護・漁

2. 流域及び河川の概要について

業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮し、栗橋地点においては本川下流部及び江戸川の維持流量を見込み、かんがい期に概ね 120m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 80m<sup>3</sup>/s、野田地点においてはかんがい期に概ね 35m<sup>3</sup>/s、非かんがい期に概ね 30m<sup>3</sup>/s としている。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。

表 2-5-2 流水の正常な機能を維持するために必要な流量

河川名	地点名	流水の正常な機能を維持するため概ね必要な流量(m <sup>3</sup> /s)		
		かんがい期 最大	非かんがい 期最大	維持すべき対象
利根川	栗橋	120	80	動植物の保護・漁業、水質、景観、塩害の防止
	利根川河口堰 下流	30	30	動植物の保護・漁業等
江戸川	野田	35	30	動植物の保護・漁業、水質、景観等
旧江戸川	江戸川水閘門 下流	9	9	動植物の保護、水質等